令和９年度予算編成方針

内閣府が公表した月例経済報告（令和８年８月）によると、我が国の景気は、緩やかに回復しているものの、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要があるとされています。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復が続くことが期待される一方、中東情勢や自然災害、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要があるとされています。

また、本年７月に閣議決定された国の「経済財政運営と改革の基本方針 2026」によると、「責任ある積極財政」の下、危機管理投資及び成長投資による国内投資を促進し、雇用、所得、消費、事業収益及び税収が好循環する「強い経済」を構築するとともに、物価上昇を上回る継続的な賃上げの実現を目指すこととされています。さらに、予算編成においては、補正予算依存から脱却し、恒常的な施策を当初予算に計上するため、施策の優先順位を明確化するとともに、予算の重点化を図り、経済・物価動向等を的確に反映する方針が示されています。

本市の令和７年度一般会計決算は、前年度に対し、歳出では普通建設事業費及び災害復旧事業費の増により投資的経費が増加したことなどから 4,182 万円の増額となりました。一方、歳入では、市債、県支出金、地方交付税等の増により依存財源が増加し、6 億 929 万 2 千円の増額となりました。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度より 1.0％改善し 91.2％となりました。しかしながら、今後も公共施設の更新・整備、社会保障関係経費、市債の償還に要する経費等の増加が見込まれることから、引き続き厳しい財政運営が続くものと見込まれます。

令和９年度予算編成に当たっては、限られた財源と人的資源を効果的に市民サービスへ結びつけるため、各課長の権限と責任の下、全ての事業について主体的に総点検を行うものとします。その上で、事業の目的、成果及び費用対効果を検証し、効果の乏しい事業については、廃止を含めた抜本的な見直しを行うなど、経常化する経費の累積による財政構造の硬直化を防ぎ、持続可能な財政運営を堅持していく必要があります。そのため、職員一人ひとりが、厳しい財政状況をしっかりと認識し、「新規・拡充事業（ビルド）に要する財源は、既存事業の見直し（スクラップ）により対応すること」を基本姿勢に、柔軟な発想による自主財源の確保や創意工夫による経費削減に努めるとともに、国・県の動向を的確に把握し、国・県支出金等の積極的な活用を図るものとします。

令和９年度は第２次総合計画の最終年度であるとともに、令和 10 年度から始まる第３次総合計画への移行を見据えた重要な年度となります。第２次総合計画に掲げる将来都市像「人と自然が共生する　活気あふれる　住みよいまち　南九州市」の実現に向けた取組の総仕上げを図るとともに、次期総合計画につながる持続可能な市政運営を念頭に置き、最少の経費で最大の効果が発揮されるよう英知を結集し、市民の負託に応える予算となるよう特段の努力をお願いします。

令和８年10月

南九州市長　塗木　弘幸

３　基本的事項について

１　一般的事項

（１）令和９年度予算は、年間予算として編成する。

（２）令和９年度予算の想定額は、物価高騰等の影響や公債費の増額等が見込まれますが、歳入想定額に見合った事業の見直し等を行うことで歳入歳出それぞれ**245億円**と想定し、一般財源は**138億7,100万円**を見込んでいる。

（３）予算要求に当たっては、原則として各課等へ通知した一般財源の枠内で要求することとし、歳入の確保・歳出の削減など両面にわたる徹底した見直しを行うこと。

予算の要求額は、令和６・７年度決算や令和８年度の執行状況を分析し、不用額の縮減に向けて精査を行った上で、必要最小限とすること。

今回は、一般財源の枠内での要求であっても査定時に過年度の実績や執行率等によっては査定対象とします。

（４）国の制度改正及び各省庁の概算要求、県の動向等を注視し、情報収集に努めること。

（５）予算要求する事業は、総合計画との整合を基本とし、新規事業は、総合計画に盛り込まれている事業のみ要求すること。

予算計上は、緊急性、公益性及び事業実施による効果を慎重に検討し、事業実施の適否や各事業間の優先順位を判断すること。

限られた財源により最大の事業効果を発揮するため、次のとおり、**事業の「スクラップ・アンド・ビルド」及び「選択と集中」に取り組むこと。**

ア　前例踏襲、現状維持の観念から脱却し、ゼロベースの視点で類似事業との統合も含めた事業の再構築を進め、優先順位の低い事業は廃止すること。

イ　近隣市での実施水準を超える事業は、本市の地域性や特殊性に鑑み、高い水準とすべきものを除き、同水準となるよう見直すこと。

ウ　行財政改革の推進のため、集中改革プラン等に掲げた取り組みは、遅滞なく進め、あわせて事務事業評価の方向性に従った見直しを行い、これらの取り組みを通じて得た視点を類似する事業にも適用し、幅広く見直しと改善に努めること。

（６）既存事業の展開や新規・充実事業の構築に当たっては、関係課等間の調整により、類似事業の統合やサービス水準の整合を図り、効率的な執行が可能となる予算として編成すること。

（７）特別会計及び企業会計は、一般会計との負担区分を明確にし、財源不足を一般会計に依存することなく、業務運営の合理化に徹するとともに、事業収入の確保に努力し、独立採算の堅持及び健全運営の確保に努めること。

（８）外郭団体を担当する部署は、社会情勢の変化に対応し、団体の徹底した管理費等の削減、事業の整理合理化、組織の自主的運営の促進などについて適切な指導を行うこと。

事務局を独自に有する外郭団体等は、自らその運営を行っていくべきであり、行政において過度の助成を行うことは当該団体の真の自立を阻害するとともに、特定の団体に対する継続的な助成は、行政の公平性を損なうものであるとの認識に立つこと。

（9）議会や監査委員等から指示・指摘された事項等については、内容の検証を行った上で、予算の積算や事務事業の執行方法等に留意すること。

2　歳入に関する事項

（1）市税

市税の見積りは、令和６・７年度決算や令和８年度の決算見込み、物価高など経済情勢の推移、税制改正、給与所得者や農業従事者等の所得状況を見極め、的確な判断により確実な見込額を計上すること。

自主財源の確保と市民負担の公平性の観点から、課税客体の捕捉及び目標設定による一層の収納率向上に努めること。

（2）地方交付税等

地方譲与税、利子割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車税環境性能割交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金等は、最近の決算、税制改正、経済情勢の推移等を十分検討し、的確な見込額を計上すること。

（3）分担金及び負担金

特定の事業に充てるための経費であって、その事業により利益を受ける者が負担する金銭の収入であることから、条例等に基づき、確実な見込額で歳出予算額に見合う額を計上すること。

（4）使用料及び手数料

特定の行政サービスの提供に要する経費の対価としての収入であり、受益者負担の観点から対象事務に要する経費の状況や他自治体の状況等を勘案した単価設定を行い、条例等に定める料金で歳入見積を行うこと。

特に、手数料は、法定事務に係るものを除き、過重過少とならないよう原価計算による適正な料金設定に努め、条例等に基づき、見込額を的確に計上すること。

なお、直近３年間の収入の推移を見積書に示すこと。

使用料及び手数料の改正を行う場合は、例規の改正案を歳入見積書に添付すること。

（5）国県支出金

国県の予算編成の動向を的確に把握の上で、確実な見込額を計上すること。

国県の補助事業であっても、それに市の負担を要する場合は、事業内容や効果等を精査し、真に必要な事業のみ計上すること。市の負担が義務である場合は、根拠を添付すること。

（6）財産収入

市有財産は、現状を的確に把握し、運用収入や売払収入など適正な積算によること。

将来的に利用計画のない財産は、適正価格による処分を進め、歳入の確保に努めること。

（7）市債

市債は、総合計画や過疎計画に基づき、後年の財政負担を考慮しながら、適債性のある事業について、交付税措置のある有利な起債について充当を予定することとし、予め財政係と協議すること。

（８）繰入金

基金繰入金は、基金を所管する部署において計上すること。

財政調整基金繰入金は、後年度の財政運営に支障が生じないよう**５億4,000万円**を見込んでおり、特別な財政需要と考えられる事業費分について繰入を予定している。

（９）その他の収入

過去の実績や現状を的確に把握し、予算計上を行うこと。また、歳入額の多寡にかかわらず、新たな財源確保策を模索し、積極的な歳入確保に努めること。

諸収入のうち経常的なものは、確実に予算計上し、直近３年間の収入推移を見積書に示すこと。

(10) その他

各科目を通じ、過大な見積りを避け、適正な収入見込額を計上すること。

各種債権は、収入目標を設定するなど確実に未収金を減らすための対策を進めること。

３　歳出に関する事項

（１）人件費

人件費は、行政組織の再編成による令和９年４月１日における職員配置案に基づく見込額を計上し、第３次定員適正化計画や集中改革プランとの整合性を図ること。事業費支弁を計上する場合は、必ず総務人事係及び財政係と事前調整を行うこと。

（２）物件費（旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料等）

物件費は、事務事業の改善、合理化、執行方法の効率化に努め、徹底した経費の節減を図り、必要最小限の要求を行うこと。

恒常的に委託している業務は、その内容や範囲等の見直しを行ったうえで要求すること。

（３）維持補修費

維持補修費は、公共施設の安全性や利用者の快適性を確保しながら効果的な修繕等により施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを縮減するため、最も費用対効果の高い補修、修繕を行うこととし、要求は、必ず優先順位を付すこと。

（４）扶助費

扶助費は、少子高齢化社会への的確な対応を基本としつつ、給付水準等の見直しを行ったうえで、対象者や扶助額について徹底した精査を行い、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう、適正な額を見込むこと。 市単独の扶助費は、真に給付を必要とする部分に重点的に支出を行うものとして、抑制に努めること。

国県の制度への上乗せや国県補助制度の終了後の市単独による事業継続は行わない。

（５）補助費等

補助金は、目的が概ね達成されたもの、社会的・経済的実情に適合しなくなったもの、補助効果の乏しいと認められるもの等を再検証すること。

枠内で予算計上する場合、令和７年度補助金の見直しによる５％減額に関係なく計上しても構わないが、枠外となる場合は、５％減額を反映した予算要求を基本とし、さらに抑制可能な項目

については、自らで主体的に見直しを行い、予算の抑制に努めること。

一部事務組合への負担金は、積算根拠の詳細を確認のうえで計上すること。

法令外負担金は、県町村会や地区の法令外負担金等規制検討会等の決定分を計上すること。

（6）普通建設事業費

総合計画との整合性を図るとともに、投資効果、緊急性、地元の受入体制等を十分検討の上で、厳選して重点的、効率的に要求すること。

要求額と事業実施の設計額に大きな乖離が生じることのないよう、事前の現地調査と設計額の精査を確実に行うこと。

事業費の見積に当たっては、施設内容や規模等が過剰なものとならないようグレードの見直し等により、建設コストの縮減に努めるとともに、整備後の維持管理費節減を考慮した整備内容とし、要求は必ず緊急性が高い事業、費用対効果の高い事業を上位とする優先順位を付すこと。

また、過疎債など交付税措置のある起債を充当する建設事業は、翌年度へ繰り越すと、交付税収入額への影響が多大となるため、年度内に必ず完了する事業に充当を予定すること。

（7）債務負担行為・長期継続契約

市の財政状況を十分認識し、後年度に過重な財政負担を招くことのないよう留意すること。

（8）その他

具体的な歳出予算の要求は、歳出予算節別積算基準表に基づくこと。

4　特別会計・公営企業会計

特別会計等においても一般会計の予算編成方針に準じて予算を調製するものとし、各会計内での収支の均衡を図ることを基本に、一般会計からの繰入に依存することなく、事務事業の効率化や収納率の向上に努め、特に公営企業は、独立採算制の原則を堅持しつつ、将来にわたる経営基盤の安定化に努め、住民サービスの低下をきたすことのないよう配慮すること。